

防災農水商工常任委員会での主なご意見等に対する考え方(案)

【9月7日開催委員会】

1 名称の「食を担う」の意味するところは。

農業・農村の機能には様々なものがありますが、基本的なものとして、需要に応じた食料の安定供給が重要であることから、「食を担う」との表現を使用しています。農業・農村が活性化していくためには、県民の期待に応え、県民に求められる農産物の提供や県民に支持される多様な活動に取り組んでいくことが必要と考えています。

2 「農業が持続的に営まれること」の意味するところは。

必要な農地や農業用水などの農業資源が確保され、多様な農業経営が展開されることにより、農産物の供給機能や多面的機能が発揮されるとともに、地域の総合力の発揮により、創意工夫を生かした活性化や地域に密着した産業として、地域で生み出す価値を高めていく状態を目指しています。こうしたことの実現を目指して4本の基本的施策を展開していくこととしています。

3 普及活動内容及び体制の充実強化を条例に盛り込むべき。(これまでの修正部分)

県の責務(2pの)に、「農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨とする」こととし、現場での普及指導等により、地域農業の将来を考えていただくきっかけづくりなどを進めることで、地域農業者の意欲増進を図っていく取組を展開していく旨を規定しています。

県の推進体制(3pの)には、普及指導事業などの現場活動の充実を意図して、「農業者等の主体的な取組の助長」を推進する体制整備していく旨を規定しています。

また、「地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援(10pの4)」のア)では、「専門知識を有する人材の参画」、またウ)では、地域の取組を円滑に推進していくため、「市町と連携して必要な推進体制を整備する」ことを規定しており、現場の課題や目指す方向に応じて、普及員をはじめ県の関係職員が、現場に入って地元とともに、地域の進む方向を検討していく活動体制を整備していくこととしています。

4 後継者等の新規就農者の育成確保が明確になるような表現とすべき。
(これまでの修正部分)

「多様な農業経営の確立(6p3の(2)のイ)」で「農業に係る経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の参入を促進」として、新規就農の促進を明確にしています。

5 生産基盤の整備に維持も含めた表現とすべき。(これまでの修正部分)

「農地の安定的利用等(6p3の(2)のイ)」で「生産基盤の機能の向上及び維持に資する計画的な整備の推進」として、生産基盤の整備には生産基盤の機能維持も含むことを明確にしています。

6 鳥獣害対策は環境森林部の取組も含めて記載すべき。(これまでの修正部分)

「野生鳥獣による被害の防止(7p3の(3))」に「被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進」として、鳥獣法等に則った適正な捕獲等を促進することを明確にしています。

7 地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援として、活性化を担保できる支援体制を記載すべき。(これまでの修正部分)

「地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援(10pの4)」については、支援体制として、「専門的知識を有する人材の参画」を明確にするとともに、農業者の組織化に向けた農業者の意欲増進や、農村地域団体の取組への推進体制の整備などを市町と連携して進めることを明確にしています。

この支援体制は、普及指導をはじめ土地改良や農政推進の県担当職員とともに、市町、JAや土地改良区などの職員、さらに必要に応じた外部の専門家や経験者等により、地域の取組方向に応じた横断的な構成とすることとしています。

【10月4日開催委員会】

1 目的などに危機的な農業・農村の現状を踏まえた思いを盛り込むべき。

条例策定の背景として、危機的な農業・農村の状況や見通しを踏まえていますが、その状況は、時代に応じて変化することから、具体的な記述については、情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農政展開を図ることができるよう5年ごとに見直す基本計画の中で、「農業及び農村をめぐる情勢を踏まえ将来を見据えた基本的な方針」として記載することとしています。

2 基本計画に記載する内容を明記すべき。また、10年は長いと思うが、10年にするのなら10年と書き込むべき。

基本計画への記載内容については、具体的な記載事項を列挙することにより明確化することで修正します。(4pの2のイ))

基本計画の計画期間は10年間を見通すなかで策定し、概ね5年ごとに見直すこととしています。国の基本計画でも10年としています。国基本法では計画期間の規定はなされていません。

3 消費者サイドに偏った考え方になるので、全文に渡り「需要に応じた」を削除すべき。

農業生産の基本は、農産物がマーケットから支持されるものでないと適正な価格等で流通していきません。需要に応じた農産物を生産することは、安定的な取引関係を構築できるとともに、安定的な農業経営(儲かる農業)につながっていくものと考えています。

4 県が県産農産物の出口対策として、販売戦略に取り組むことを明記すべき。

販売面の対策としては、三重ブランド、地物一番等のこれまでの取組を踏まえ、新たな価値創出(8pの(4))として、加工、販売対策や需要開拓の取組促進と、その取組の効果的な展開や定着を図るため、認証制度等(8pの)や食育を通じた農業者と県民の相互理解の促進(9pの)などを規定しています。また、環境に配慮した農産物の認定制度など新たな戦略の検討も進めていきます。

5 米価の下落や農産物の価格低迷などの現状を踏まえ、水田・園芸・畜産等の生産振興への支援充実を条例に盛り込むべき。（これまでの修正部分）

農業生産面（5 pの（1））では県内の主要な農業、具体的には（5 pの ~ ）水田農業、園芸等産地、畜産の3項目について、それぞれの生産振興の方向を明確にしています。

それぞれ、水田農業については、稲、小麦、大豆等の生産の促進や生産性の向上など、野菜、果樹、花き、茶などの園芸等産地については、生産及び供給の促進や品質の向上など、畜産については、生産の促進や家畜衛生の向上などを図っていくこととしています。

条例では、講ずるべき基本的な事項についての記載としており、具体的な施策展開は、その時々の実情や国の政策動向などを踏まえ、基本計画で決めていくこととしています。

6 産地づくりの支援体制を関係者が一丸となって整備することを明記すべき。

「地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（10 pの4）」では、集落等の地域だけでなく、野菜や果樹等の産地単位での取組も支援することとしています。産地で目指すべき方向や取組方針などを定め、それに基づく活動を支援していくこととしており、それに必要な支援体制は、市町をはじめ JA 等の関係団体と連携して整備していくこととしています。

7 県独自の新しい対応策を明示すべき。

条例の独自性としては、

地域の实情や特性に応じて、地域自らの活動を育て伸ばしていくこと

6次産業化など、新たな価値の創出を促進していくこと

の2つと考えています。

一つ目の地域自らの活動を育て伸ばしていく政策展開については、「4 地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援」（10 pの4）として規定しています。

また、二つ目の新たな価値の創出の促進については、基本施策の4つめの柱として「（4）農業及び農村を起点とした新たな価値の創出」（8 p）を規定しています。